

新型コロナウイルス関連情報

市内公共施設の利用再開等について

埼玉県が、令和2年5月25日に政府の緊急事態宣言の対象地域から解除されたことなどを踏まえ、一部施設(設備)を除き、6月15日からの施設利用を再開します。

※市内または近隣自治体などにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況などにより、再度利用を休止することがあります。

利用を再開する施設

- ・八潮メセナ・アネックス
 - ※八潮メセナは、市役所の代替施設などとして活用するため、9月30日まで全館休館です。
 - ・やしお生涯学習館(音楽室・絵画室・交流活動室・楽習室・児童プレイルーム・フリースペースを除く)
 - ・ゆまにて(体育室・軽運動室は7月1日以降再開予定)
 - ※ゆまにて内の八潮市ふるさとハローワークは、既に再開しています。
 - ・文化スポーツセンター(体育室・講堂・更衣室は7月1日以降再開予定)
 - ・エイトアリーナ(体育室・更衣室は7月1日以降再開予定)
 - ・テニスコート・野球場・サッカー場・運動広場などの屋外体育施設
 - ・コミュニティセンター(実習室を除く)
 - ・八幡・八條公民館(調理室・ロビーなどのフリースペースを除く)
 - ・八幡・八條図書館(利用者開放端末、閲覧席を除く)
 - ・資料館
 - ・リサイクルプラザ
 - ・老人福祉センター寿楽荘・すえひろ荘(当分の間、個人のみ利用可)
 - ・だいら児童館(わんぱる)
 - ※市内7カ所の「子育てひろば」も、6月15日から利用を再開します。
 - ※施設によっては、当分の間、利用の目的、人数、時間などの制限を設けます。
 - ※文化スポーツセンタートレーニング室、小中学校校庭・体育館・武道場の学校開放についての再開時期は未定です。
- ☎新型コロナウイルス対策課 ☎246
 ※詳しい再開状況については、各施設へお問い合わせください。

市主催イベント等について

市主催のイベント等については、5月25日の国の緊急事態宣言解除を受け、6月15日以降、当分の間、基本方針を踏まえ、原則、開催することとします。

基本方針

- ① 屋内のイベント等にあつては、100人以下、かつ収容定員の50パーセント以下の参加人数であるもの。
- ② 屋外のイベント等にあつては、200人以下、かつ人と人の距離(できるだけ2メートル)を十分に確保できるもの。
- ③ ①、②いずれも、感染防止策を講じることができるもの。

※なお、国や県において新たな対処方針などが示された場合は、必要に応じて見直しします。

☎新型コロナウイルス対策課 ☎246

妊娠中の方へマスクを配布

妊娠中の方に安心して生活を送っていただくため、個人・事業所・団体から寄附を受けた不織布マスクを活用し、母子健康手帳交付時に配布しています。

また、既に母子健康手帳を交付されている方については、5月中に郵送しました。届いていない方は、保健センターへお問い合わせください。

そのほか、妊娠中の生活や健康のことなどで相談がありましたら、随時保健センターで受付していますので、お気軽にご連絡ください。

☎保健センター ☎995-3381

《対象者》 市内在住の妊娠中の方

《枚数》 1人あたり20枚(1人につき1回限り)

広報やしおに掲載したイベントなどは、今後、中止・変更になる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

「新型コロナウイルス総合相談窓口」に専用ダイヤルを開設

市では「新型コロナウイルス総合相談窓口」を設置し、専用ダイヤルを開設しました。

☎新型コロナウイルス対策課 ☎246

専用ダイヤル ☎951-5485 (受付=午前8時30分~午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く)

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

八潮市国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない方に対して、一定期間に限り、傷病手当金を支給します。

支給を受けるためには、申請が必要ですので、電話でお問い合わせください。

☎国保年金課 ☎327

《支給対象日数》 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日

《適用期間》 令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)

《対象者》 八潮市国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱などの症状があり感染が疑われる者(給与などの支払いを受けている方に限る)

《支給額》 平均日額(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数

※1日あたりの支給額には上限があります。

※給与などの全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

税・保険料などの納付に係る猶予・減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、税・保険料などの納付が一時的に困難となってしまった方は、減免や猶予制度などの対象となる場合があります。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

市税などの猶予制度	納税課 ☎330
国民健康保険税に係る減免	国保年金課 ☎834
後期高齢者医療保険料に係る減免	国保年金課 ☎834、埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048-833-3120
国民年金保険料の免除申請	国保年金課 ☎212、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
介護保険料の減免	長寿介護課 ☎407
水道料金・下水道使用料の支払い猶予	経営課 ☎996-1486